

随意契約情報一覧

【特定調達契約を除く】

作成日: 令和6年8月1日

年度	契約の種別	契約件名	契約対象期間		契約の相手方の名称	契約金額 (円) (税込)	担当部局名称	適用条項 契約事務取扱規程 第19条	随意契約理由	備考 (契約手続き)
			開始～	終了						
R6	委託	大阪はびきの医療センターにおける臨床検査業務	R6.4.1	R7.3.31	株式会社LSIメディエンス	24,300,000	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第6号	当センターは呼吸器・アレルギー疾患の専門病院であり、長期的かつ時系列的な検査結果の比較が治療方針の検討に不可欠であることから、業者選定において同一業者による検査結果の連続性を維持することは患者の利点になるため。	随意契約
R6	委託	大阪はびきの医療センターにおける臨床検査業務	R6.4.1	R7.3.31	株式会社エスアールエル	9,000,000	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第6号	検査業者が異なると、検査結果の単位・基準値も異なる場合があり、時系列的な検査結果の比較による治療方針の検討にも影響を及ぼすことが予想されるため。	随意契約
R6	委託	一般廃棄物収取運搬処理業務	R6.4.1	R7.3.31	悦商事株式会社	6,983,196	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第2号	羽曳野市が指定する一般廃棄物処分業者であるため。	随意契約
R6	委託	令和6年6月診療報酬改定に伴うシステムソフトウェア対応業務	R6.5.20	R6.9.30	日本電気株式会社関西支社	9,284,000	大阪はびきの医療センター情報企画室	第19条第1項第2号	導入しているソフトウェアの専門技術性が高く、業務(ソフトウェア保守)が特定の者(当該システムの開発業者)でなければ実施することができないため。	随意契約
R6	賃貸	令和6年度における在宅液体酸素装置の賃貸借	R6.4.1	R7.3.31	株式会社セルフ	4,224,000	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第2号	機種選定した機器の賃貸借業務が特定の者(機器メーカーが指定する唯一の代理店)でなければ実施することができないため。	随意契約
R6	賃貸	令和6年度における在宅人工呼吸器の賃貸借	R6.4.1	R7.3.31	帝人ヘルスケア株式会社	18,000,000	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第2号	機種選定した機器の賃貸借業務が特定の者(機器メーカーが指定する唯一の代理店)でなければ実施することができないため。	随意契約
R6	賃貸	令和6年度における持続陽圧呼吸療法装置の賃貸借	R6.6.1	R7.3.31	帝人ヘルスケア株式会社	8,098,000	大阪はびきの医療センター総務グループ	第19条第1項第2号	機種選定した機器の賃貸借業務が特定の者(機器メーカーが指定する唯一の代理店)でなければ実施することができないため。	随意契約